

行田市立下忍小学校いじめ防止基本方針

令和 8年 4月改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」）から

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見そして、被害者の立場に立った早期対応に真摯に取り組む。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる、など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に通知することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。（「いじめの防止等のための基本的な方針」 H25年文部科学大臣決定から）

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（学校いじめ対策組織）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導部員等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議及び毎週の職集において情報交換及び共通理解

職員会議及び毎週月曜の職集において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめに向かわせないための未然防止の取組

(1) 言葉を大切にした指導の充実

- からかいやとげのある言葉を排除し、心に寄り添い応援する温かな言葉を遣う。
- 児童・教職員の言語環境を整える。

(2) 児童主体の取組の充実（自己指導能力の育成）

- 「いじめをしない させない ゆるさない」の啓発
- 一人一人が「いじめをしない させない ゆるさない」いじめ撲滅宣言

(3) 温かな人間関係を育む取組の充実

- 縦割り班遊びやその他の縦割り班活動の中で、協力したり、協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。

- 「心がぽかぽか運動」や帰りの会において周囲の思いやりある行いに目を向け共有することで、自己存在感や自己有用感を育む。
- (4) 学級経営の充実
 - ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」やHyper-QU（毎年5年生で実施）検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、望ましい人間関係づくりの取組やよりよい学級経営に努める。
 - わかる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
 - 児童一人一人がお互いの違いを認め、互いの人権を尊重する精神や人権感覚を育成していき、児童一人一人がいじめに対して自分にできることを考え、いじめを許さない気運を醸成する。
- (5) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- (6) 相談体制の整備
 - Hyper-QU結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の傾向と課題、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
 - 学級での学校生活アンケートの実施及び日常的な学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - 家庭訪問、個人面談等を通して、保護者との連携を図る。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図る。
- (7) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を実施し、現状把握に努めると共に、児童に情報モラル教育を実施するなどして迅速に対応する。
- (8) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 行田中学校や学区内幼稚園、保育園との情報交換や交流体験を実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、行田市子育て支援課、中学校や教育研修センター、人権擁護機関などの関係諸機関と連携して課題解決に取り組む。
- (2) 学期に1回の学校生活アンケートの実施

学期に1回「学校生活アンケート」を実施する。アンケート結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導等

教師は積極的に休み時間に児童と活動し、休み時間の中での様子に目を配ったり、交友関係を把握したりする。また、個人ノートや日記等から交友関係や悩みを把握する。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する報告・相談を受けた場合、速やかに生徒指導主任及び管理職に報告し、事実の有無を把握する。
- いじめの事実が発見された場合は、生徒指導委員会（学校いじめ対策組織）を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- 該当児童同士の形式的な謝罪をもって解消としない。①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと の二つが必要である。しかし、再発する可能性もあるため、日常的に注意深く観察する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

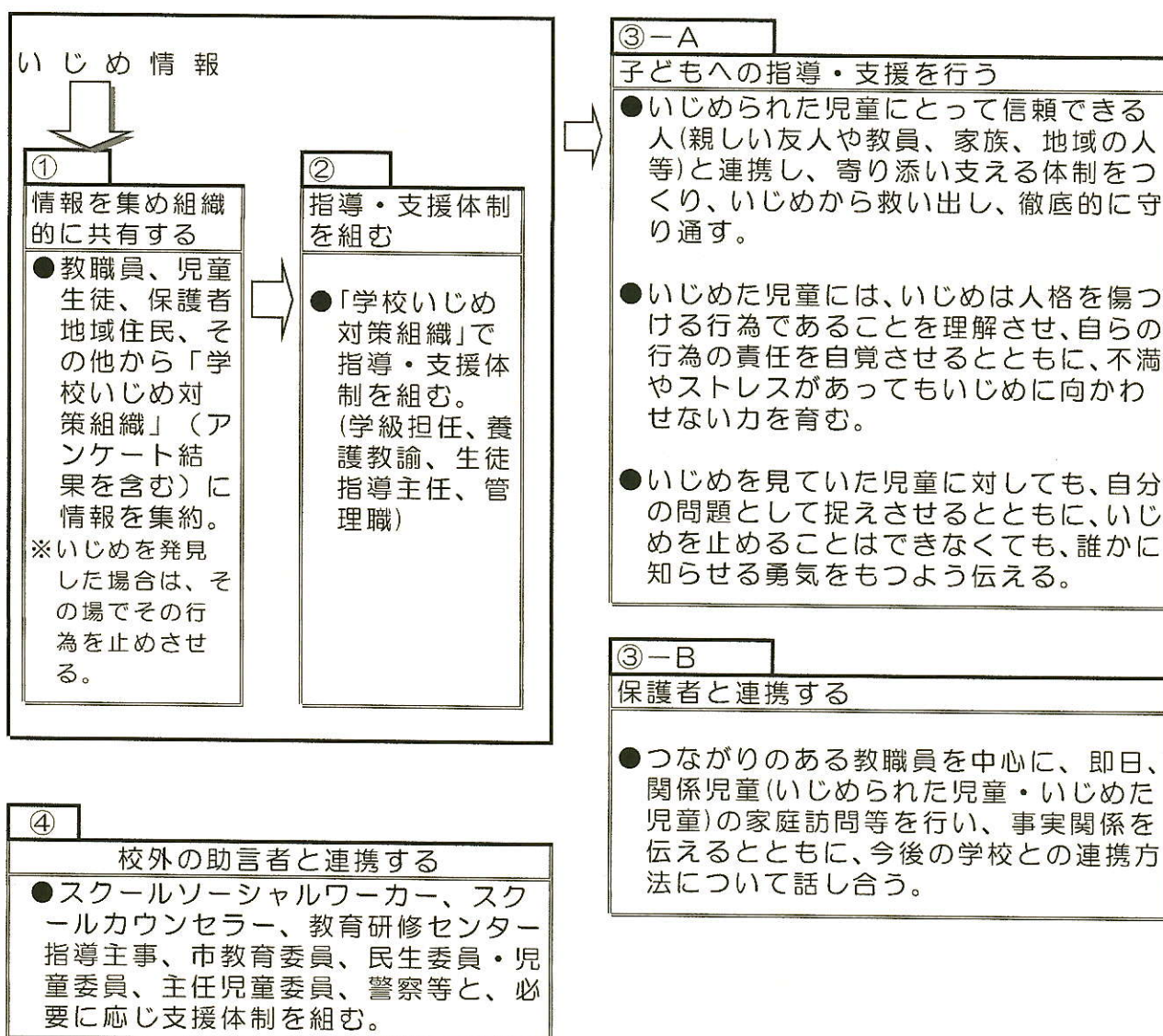
ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とするが、一定期間連続している場合には、目安にかかわらず）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 組織的ないじめ対応の流れ

組織的ないじめ対応の流れ



○常に状況把握に努める

○随時、指導・支援体制に修正を加え、「学校いじめ対策組織」でより適切に対応

8 いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者等への啓発
4月	○いじめ防止基本方針についての検討（生徒指導委員会） ○いじめ対策に係る共通理解 ○児童の情報交換 【職員会議及び毎週の職集】	○学級開き・学級ルールづくり ○ソーシャルスキルトレーニング等の実施【学級活動】 ○クラブ、委員会活動 ○心がぽかぽか運動 ○行事を通しての人間関係づくり ・1年生を迎える会（全校） ・学校たんけん（1・2年生）	○保護者との情報交換 - 引き渡し訓練 ○学校HPに「いじめ防止基本方針」掲載 ○保護者にいじめ対策についての説明・啓発等 【学級PTA等】
5月	○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】	○行事を通しての人間関係づくり ・ふれあい徒歩遠足（全校） ○人権意識の高揚 【人権作文】 ○クラブ、委員会活動 - いじめ撲滅宣言 ○心がぽかぽか運動	○保護者との情報交換 【個人面談】
6月	○Hyper - QU（5年） ○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】 ○学校生活アンケートの実施と分析結果の考察	○行事を通しての人間関係づくり ・町たんけん（2年生） ・社会科見学（3・4年生） ・修学旅行（6年） ○クラブ、委員会活動 ○ふれあいタイム ○心がぽかぽか運動	○保護者との情報交換 【個人面談】 ○学校運営協議委員にいじめ対策についての説明 【第1回学校運営協議会】
7月	○Hyper - QUを踏まえた考察と対応策の共有 ○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】	○クラブ、委員会活動 ○心がぽかぽか運動	
8月	○生徒指導・人権教育に関する研修（含いじめ問題） 【夏期研修】 ○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】		
9月	○児童に関する情報交換 【毎週の職集】	○行事を通しての人間関係づくり ・林間学校（5年生） ・校外学習（3・4年） ○クラブ、委員会活動 ○ふれあいタイム ○心がぽかぽか運動	○学校運営協議委員との情報共有 【第2回学校運営協議会】
10月	○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】	○行事を通しての人間関係づくり	

		・遠足（１，２年生） ・連合運動会（６年生） ・社会科見学（３・４年生） ・社会科見学（５・６年生） ・下忍フェスティバル（１，２年生） ○クラブ、委員会活動 ○心がほかほか運動	
11月	○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】 ○学校生活アンケートの実施と分析結果の考察 ○いじめ防止について 【校内研修】	○行事を通しての人間関係づくり ・運動会（全校） ○埼玉県いじめ撲滅強調月間に係る取組 ○クラブ、委員会活動 ○心がほかほか運動	
12月	○人権週間での啓発 ○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】	○クラブ、委員会活動 ○ふれあいタイム ○心がほかほか運動	○学校運営協議委員との情報共有 【三校合同学校運営協議会兼第３回学校運営協議会】
1月	○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】	○クラブ、委員会活動 ○ふれあいタイム ○心がほかほか運動	
2月	○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】 ○学校生活アンケートの実施と分析結果の考察	○クラブ、委員会活動 ・クラブ見学 ○ふれあいタイム ○心がほかほか運動 ○行事を通しての人間関係づくり ・６年生を送る会	○保護者との情報交換 【学年末ＰＴＡ】 ○学校運営協議委員との情報共有 【第４回学校運営協議会】
3月	○児童に関する情報交換 【職員会議及び毎週の職集】 ○自己評価（１年間を振り返って） ○来年度への引き継ぎ	○行事を通しての人間関係づくり ・卒業式 ○クラブ、委員会活動 ○ふれあいロング ○心がほかほか運動	○保護者への情報提供 【学校評価結果公表】

